

社会資本整備にかかる協力に関する
日本国国土交通省とインドネシア共和国公共事業省との間の
協議議事録(仮訳)

日本国国土交通省及びインドネシア共和国公共事業省(以下「双方」、単独の場合は「一方」という。)は、

8月28日に日本側によって、9月6日にインドネシア側によって署名された協力覚書(以下「覚書」という。)を、有益な成果を生み出すための効果的な手段とすることを決意し、

9月9日より開始した両国間の建設次官級会合を通じた協力の重要性を再確認し、

日本及びインドネシアを含む各国の間で、12月14日に東京で発表された「日・ASEAN 中長期ビジョン」を想起し、

社会資本整備及び組織開発にかかる協力を強化するため、以下の認識に至った:

1. 覚書第2パラグラフに記された分野における定期的な対話を通じた効果的かつ持続的な協働が促進されるべきである。
2. 対話は、以下の手法により、双方にとって効果的な成果が得られるよう実践的な方法で行われることが推奨される;
 - (1) 対話は、幹部職員やリソースパーソンが参加したワークショップ、会議又は現地視察により行うことができる。幹部職員やリソースパーソンが相手国を訪問する際には、一方は対話を設けるための準備を行うことが推奨される。
 - (2) 対話を通じ、双方は、技術/ソリューションとニーズ/課題の適合を希求する。
 - (3) 対話をより生産的なものにするため、一方は、産学官の各界から、ニーズ/課題又は技術/ソリューションに関連する知識や技術に通じたリソースパーソンを関与させるよう努める。
 - (4) 対話を効率的で持続的な取組となるようにするため、
 - (a) 一方が覚書第2パラグラフに記された分野における新たなニーズ/課題を発見したときには、一方は他方に対し、他方の国における当該ニーズ/課題に適合する技術/ソリューションを照会することができる
 - (b) 一方が覚書第2パラグラフに記された分野における新たな技術/ソリューションを発見したときには、一方は他方に対し、他方の国における当該技術/ソリューションに適合するニーズ/課題を照会することができるものとする。

2013年12月27日にジャカルタで、英語により二通を作成した。それぞれが各一通を保有する。

日本国国土交通省を代表して

インドネシア共和国公共事業省を代表して

太田 昭宏
国土交通大臣

ジョコ・キルマント
公共事業大臣